



筑紫野市選出  
福岡県議会議員

# 原竹岩海

## 緊急事態宣言の影響と県民生活は！？

### 新型コロナウイルスに係る緊急経済・医療等補正予算成立

#### 4.30/5.1臨時県議会 新型コロナ補正予算706億5500万円

福岡県議会臨時議会は、4月30日開会し、小川知事より、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策などを盛り込んだ補正予算案として一般会計総額706億5500万円余が議会上程され、翌5月1日に全議員の賛成により可決成立しました。

この臨時議会を終え思うことは、全会派が一丸となり、この国難に立ち向かう気概を肌で感じたことです。

【主な内容】

#### 1. 事業継続の支援として533億円

- ①福岡県中小企業緊急支援の設置（154億円）  
これは国の「持続化給付金」の対象とならない県内中小企業に最大50万円を給付する。
- ②中小企業向け制度融資の充実（367億円）  
・実質無利子、無担保の緊急特別融資を創設（融資枠2828億円）  
・中小企業に対する保証料を全額補てん。  
・専門家による電話相談窓口の拡充。
- ③中小企業向け支援（1.7億円）  
・中小企業診断士等の専門家派遣を無償化。  
・飲食店が行うデリバリーやテイクアウトの導入など、経営革新に必要な経費の補助。  
・テレワークの導入支援。
- ④宿泊事業者が行う感染防止対策の施設整備に対する支援（3.6億円）
- ⑤通販サイトを活用した県産品販売キャンペーンの実施（5.6億円）

⑥企業・公共施設で花きの利用に対する支援（0.2億円）

#### 2. 医療提供体制の強化18億円

- ①宿泊療養  
施設の借上げ（13.2億円）  
無症状、軽症の患者を受け入れるホテルなど宿泊療養施設を確保（県内5ヶ所、約1200室）
- ②患者受入れ医療機関に対する支援（3.9億円）  
新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関に対して、受入れ患者1名につき30万円を給付する。（但し、福岡・北九州両政令市は、独自に支給されるので対象外となる。）
- ③専門外来の設置などに対する支援（0.8億円）  
県医師会による専門外来の設置、運営を支援し、円滑な診療体制を確保する。
- ④医療機関にマスクや防護服等を県で購入して配布する。（0.8億円）

#### ★医師や看護師等、医療従事者に一人10万円支給！

5月1日、小川知事が福岡県議会厚生労働環境委員会・総務企画地域振興委員会において、新型コロナウイルスの感染症患者の治療などに従事している医師や看護師に、一人10万円を給付するとして内容を説明し、両委員会をはじめ本会議で正式に了承されました。また、知事は「新型コロナウイルス医療従事者応援金」を創設し、県内外に寄付を呼び掛けるとしています。

## みなさん、サギ（詐欺）にご注意ください！

「給付金の受け取りをお手伝いしましょう」という電話は100%サギです！  
国・県・市町村からこのような電話をすることは絶対にありません！

### 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る世界や日本への影響と今後について

2019年12月31日に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生したと世界に報道されました。その約10日後に中国政府は、この肺炎は今までと全く違う新しい型のコロナウイルスが原因であると報道機関を通して世界に公表し、調査の結果、MERSやSARSのように人への感染力が高く、人命に係わる大変危険な呼吸器系ウイルスであると発表し、1月9日、中国武漢市の海鮮市場の関係者で61歳の男性が新型コロナウイルス感染症により、初めての犠牲者となったと報道されました。

一方、厚生労働省は我が国で初めての感染者は、中国の武漢市から帰国した神奈川県30代の男性（1月16日陽性確認）で、翌2月13日には神奈川県80代の女性が同感染症により、国内初の犠牲者となったと公表しました。

その日から僅か4ヶ月余で新型コロナウイルス感染者が5月5日現在、全世界で感染者355万5,792人（死者24万9,372人）、日本では感染者1万5,231人（死者521人）（どちらもクルーズ船含む）と瞬く間に感染が拡大しました。これについては、中国政府等の初動対応の大幅な遅れや、ヨーロッパやアメリカ政府の新型コロナウイルス感染症に対する楽観論が要因であったとの意見もあります。これらのことを踏まえて、今回、私は新型コロナウイルス感染症に対する日本政府の対応や、各都道府県知事や市町村など、地方政治の対応とリーダーによる施策の違いや、課題等について述べたいと思います。

まず、安倍政権の本件に係る対応ですが、クルーズ船の乗客の対応に世界から非難が集中し、政府は慌てて十分な診察をすることもなく、乗客を解放した結果、陽性患者が各地で報告されました。また、学校の休業の公表に関しても安倍総理は文科省の大臣や政府の幹部に相談することなく、急遽、報道機関を通して通達したことにより、学校現場は大混乱をしたと報道されています。その上、安倍総理は政府幹部と十分に打ち合わせをすることなく、いわゆる「アベノマスク」を、郵便局を通して全世帯に2枚ずつ配布すると公表しましたが、費用が総額466億円と判明して、多くの国民が「無駄な出費だ」とか「総理として他にすることがあるのではないか!?!」との声が巷で聞かれたところ。このマスクに関して、2社が入札ではなく随意契約であることが判明し、マスクに係る関係企業の不透明性や、企業の適正等を事前にチェックすることなく、実績のない企業へ発注したために、マスクの汚れやカビなどの付着により何万枚という膨大なマスクが使用不能となった事件など多くの問題が指摘されています。

一方、野党が求めている緊急経済対策の一つである「全国民一人に10万円を給付すること」が結果的に実施されることになりましたが、当初安倍総理は、現金給付は「減収世帯に限り30万円」としていましたが、公明党の強い要求もあり、急遽「一律10万円」に変わったのは周知のところ。また、安倍総理が広く国民にテレビを介して不要不急の外出を極力避けるよう緊張感をもって呼びかけた翌日、昭恵総理夫人は約50人で大分県に楽しそうに団体旅行を実行されていた事が、週刊誌に大きく掲載され話題となりました。「総理は、せめてご自身の奥様と責任ある共同行動をしないと、リーダーとして

の信用と説得力に欠ける。」との与党からの嘆きの声も多く聞かれたと報道されていました。

また、今回は国会議員よりも、都道府県知事や市町村長の地域のリーダーとしての政策立案力や、情報発信力等がマスコミから非常に注目されています。新型コロナウイルスの対応で不要不急の外出自粛の対応をはじめ、独自の緊急経済支援や医療体制の対応などに関しては、小池東京都知事や吉村大阪府知事・鈴木北海道知事などの政治家としての政策や、その決断や対応・取り組みなどがテレビの前でリアルタイムで発言され、マスコミなどからの厳しい指摘や質問にも的確に国民に分かりやすく説明されておられるのが大きく報道され、その他の知事も同じ土俵で比較することができ、現職の地方議員として首長の判断の時期やタイミング、考え方、予算の組み方など大いに参考になりました。今回、誠に残念なのは、我が福岡県知事の判断や考え方などが、あまりにも官僚的であり、中央集権の政治を超えることなく、例えば「国が、総理の判断を待って・・・」「法律がありまして・・・」等の発言に終始されているように思えました。「国がやらないなら、県独自でもこれぐらいはやります。」と早いタイミングで情報発信すれば、県民も県行政に対する信頼が少しは高まると思われました。これに関しては、福岡市長がマスコミ出身ということもあり、画面の使い方等々一枚上手だったのだと県民の声もありました。

最後に、私は新型コロナウイルスとの戦いを経験した結果、世界をはじめ、日本の形も大きく変わっていくと思います。例えば教育では、これだけ休業が長引けば、この際、世界標準と言われている9月からの新学期制度導入の声も大学をはじめ、各界から出てくると思われ。また、学生も集合して学ぶばかりではなく、インターネットの活用によるタブレットPCの普及やSNS等を効果的に利用して、世界や日本のどこにいても学べる時代が来ると思います。今後、医療体制の重要性も再認識され、安倍政権が打ち出していた医師の削減をはじめ、医療費の大幅な削減を目指していた大型病院の統廃合問題も一旦見直されるのではとされています。今後、既存の企業等の大型倒産が増大し、それに代わって新しい様々な事業が生まれてくるとも言われています。また、発行されて一度も洗濯されたことのない紙幣や貨幣を素手で触る時代が終わり、キャッシュレスの時代が早くなるとも言われています。企業・団体も1～2時間の会議のために、時間や経費をかけて飛行機や新幹線・自動車などで移動するロスを無くし、テレワークによるウェブ会議のようなものが充実していくと考えられます。

話を新型コロナウイルス問題に戻しますが、我が国の存続と未来を考えた場合、国や地方公共団体、国民・県民・市民や企業などから預かっている「税金」を、思い切って一旦、国民の生活や企業・団体・小規模経営者・個人経営者等に給付して、倒産や失業者の増大を極力抑えて、将来景気が回復した時に、改たな優良な納税者や法人税納税者として復活していただくことにより、日本は再び日が昇ると信じています。

2020年5月(自宅)

福岡県議会議員 原竹岩海

原竹岩海政務活動事務所 〒818-0061 福岡県筑紫野市紫3-5-1  
TEL : 092-918-1323 FAX : 092-918-1321  
https://haratake.jp e-MAIL: iwami@haratake.jp

## 特別定額給付金受取り手続きのご案内

※全国民の皆様にお一人「10万円」給付されます

- #### 受給対象者
- ①令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記載されている方
  - ②外国の方は令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記載されている方（ただし短期滞在者と不法滞在者は給付されません）

- #### 給付金受取り - 郵送申請の方法
1. 申請を必ずしないと権利がなくなります
  2. お住いの市町村から5月中～下旬ころまでに「申請用紙」が郵送されてきます
    - ①申請用紙にご家族のお名前・口座をご記入ください（世帯主の金融機関の口座に振込まれてきます）
    - ②世帯主を証明することができる運転免許証、健康保険証などのコピーを添付してください
    - ③振込先口座番号が分かる預金通帳、取引カードなどのコピーを添付してください
- ☆上記の3点を郵送されてきた市町村当てまでに、同封の返信用封筒で返送してください

- #### 給付金受取り - オンライン申請の方法
1. 「マイナンバーカード」をお持ちの方は「マイナポータルサイト」からオンラインで申請できます（5/1開始）  
※身分証明書は必要ありません
  2. 世帯ごとに、申請いただいた口座に振り込まれます

#### 給付金受取り - 口座をお持ちでない方

口座をお持ちでない・口座が分からない方や金融機関が遠方の方は、お住まいの市町村役場で受け取る事も可能です

#### 受給期間

受付開始日から概ね3か月以内となっています

問合せFreeDial：0120-260020（特別定額給付センター）  
https://kyufukin.soumu.go.jp（総務省HP特設ページ）



## DV被害

DV相談プラス：0120-279-889

を受けている方は市町村にお問合せください！  
直接10万円給付されます（加害者への給付停止含む）

## 新型コロナウイルスで経営に大きな影響が出ている事業者の皆様へ！

### 「福岡県の持続化緊急支援金」並びに「国の持続化給付金」をご活用ください

福岡県は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、経営的に大きな影響を受けている事業者の皆様に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広くお使い頂ける支援金を給付致します。

この支援金には、  
①『福岡県の持続化緊急支援金』と、  
②『国の持続化給付金』  
の二つがあります。対象となる事業者の皆様には、どちらもご利用になれます。ぜひ内容を吟味の上ご活用ください

問合せ：0570-094894  
(平日9時から17時)  
5月は土・日・祝日も開設

（※ご注意：制度上、①福岡県に申請した後でも、申請要件に合致すれば国へも重ねて申請できます。②ただし、先に国へ申請した場合は、県には申請できません。）

2020年					
6月	5月	4月	3月	2月	1月
②もし5月の営業収益が対前年比で-50%以上になった場合は6月から国にも申請できます。	5/2 県の申請開始	①1月～4月までの営業期間中、対前年と比較し、一月でも-30%～-49%の月があれば福岡県に『持続化緊急支援金』が申請できます。			
いずれも納税証明が必要となります		※ただし、ひと月でも-50%を超える月があれば福岡県には申請できません。その場合は、『国の持続化給付金』を申請して頂くこととなります。			

#### 売上減少分の計算方法

対象期間中、ひと月の売上が前年同月比-30%以上、-50%未満となる任意の月（以下、【対象月】）の属する事業年度の直前の事業年度。または、2019年の総売上 -（マイナス）【対象月の売上】×12ヶ月

※『福岡県の持続化緊急支援金』  
【対象者】中堅・中小法人、個人事業者。医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人  
※資本金の出資額が10億円未満、または従業員数が2,000人未満  
※確定申告の納税地が福岡県であること。※風俗営業法等の規制等に係る事業者は対象外。  
【給付額】法人は50万円、個人事業者は25万円  
【申請期間】5月2日～「緊急事態宣言」解除宣言がなされた日の属する月の翌月末（最長2021年1月15日まで）



事業主向け

<b>給付</b> (もらえる)	売上が <b>50%以上減少</b> した場合	<b>持続化給付金</b> 上限： <b>中小200万円、個人事業者100万円</b> 対象：売上が前年同月比で <b>50%以上減少</b> している事業主	九州経済産業局相談窓口 9:00-17:00(土日祝含む) <b>092-482-5495</b>
	売上が <b>30%以上50%未満減少</b> した場合	<b>福岡県独自制度 中小企業緊急支援金</b> 法人： <b>上限50万円、個人事業者等：上限25万円</b> 国の「持続化給付金」の対象とならない売上30~50%減の事業主	福岡県「中小企業緊急支援金相談窓口」 9:00-17:00(5月中は土日祝含む) <b>0570-094-894</b>
	雇用の維持を図るための <b>休業手当</b> に対して補償	<b>雇用調整助成金</b> (新型コロナ特例措置) 対象労働者： <b>1人1日 8,330円上限</b> 助成率： <b>中小企業9/10 大企業3/4</b> 休業補償6割を超える部分は10/10助成	福岡労働局「福岡助成金センター」 8:30-17:15(土日祝除く) <b>092-411-4701</b>
	学校等休業による補償(雇用労働者向け)	<b>小学校休業等対応助成金</b> 対象：小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 助成額： <b>1日当たり8,330円</b> を上限で賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 9:00-21:00(土日祝含む) <b>0120-60-3999</b>
	学校等休業による補償(フリーランス向け)	<b>小学校休業等対応支援金</b> 対象：小学校等休校で休業したフリーランス 助成額： <b>1日当たり4,100円</b>	
	新たな取組を始める <b>事業主</b> への支援	<b>福岡県独自制度 新たな経営革新の取組支援</b> 対象：売上高が前年同月比15%以上減の事業主(例)デリバリー・テイクアウト等 給付額： <b>上限50万円 補助率3/4</b> ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援	福岡県新事業支援課 9:00-17:00(土日祝除く) <b>092-643-3449</b>
	<b>テレワーク</b> を実施する企業を支援	<b>福岡県独自制度 テレワークの導入支援</b> 対象：売上高が前年同月比15%以上減の事業主 国の「IT導入補助金」に上乗せ 国の補助率：2/3→ <b>国+県の補助率3/4</b>	福岡県中小企業振興課 9:00-17:00(土日祝除く) <b>092-643-3425</b>
	<b>宿泊事業者</b> の感染予防策を支援	<b>福岡県独自制度 宿泊事業者の感染防止対策支援</b> 給付額： <b>上限50万円 補助率3/4</b> ※福岡市・北九州両政令市除く	福岡県観光振興課 9:00-17:00(土日祝除く) <b>092-643-3456</b>
需要が激減している <b>花</b> の消費を支援	<b>福岡県独自制度 花き消費促進緊急対策</b> 店舗等で飾る花： <b>上限2万円/月 補助率2/3</b> 花き産地が地元公共施設で飾る花： <b>1産地27万円</b>	福岡県園芸振興課 9:00-17:00(土日祝除く) <b>092-643-3574</b>	

<b>貸付</b> (かりる)  資金繰りのため 融資を受けたい	<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> 対象要件：売上高が <b>5%以上減少</b> 融資利率： <b>中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%</b> 金利引下げ(3年間を上限に△0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり) 限度額： <b>中小企業事業3億円(金利引下げ・利子補給の限度額1億円)</b> 、 国民生活事業6千万円(金利引下げ・利子補給の限度額3千万円) 融資期間：設備資金20年以内(据置5年以内)、運転資金15年以内(据置5年以内)	日本政策金融公庫 9:00-15:00(土日祝除く) 福岡支店 <b>092-431-5296</b> (中小企業事業) <b>092-411-9111</b> (国民生活事業) 北九州支店 <b>093-531-9191</b> (中小企業事業) <b>093-541-7550</b> (国民生活事業)
	<b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b> 対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が5%以上減少 融資利率： <b>1.21% 金利引下げ(3年間を上限に△0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり)</b> 限度額： <b>1千万円</b> 融資期間： <b>設備資金10年以内(据置4年以内)、運転資金7年以内(据置3年以内)</b>	事業資金相談ダイヤル 9:00-17:00(土日祝除く) <b>0120-154-505</b>
	<b>セーフティネット保証(4号・5号) 危機関連保証</b> 返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上 <b>15%以上減：100%保証</b> 、 <b>5%以上減：80%保証</b> ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。	○取引のある金融機関 ○福岡県信用保証協会 <b>0120-112-249</b> 9:00-17:00 土日祝は <b>092-415-2604</b>
	<b>福岡県独自制度 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」</b> 対象要件：売上高が <b>5%以上減少</b> 融資利率： <b>実質無利子</b> (3年経過後は1.3%)(売上が15%(個人事業者は5%)以上減少した方) 保証料率： <b>0%</b> (売上が15%(個人事業者は5%)以上減少した方) 限度額： <b>3千万円以内</b> 融資期間： <b>10年以内(据置5年以内)</b>	福岡県庁新型コロナ経営相談窓口 9:00-17:00(土日祝含む) <b>0120-567-179</b>
	<b>福岡県独自制度 福岡県制度融資「緊急経済対策資金」</b> 対象要件：売上高が <b>5%以上減少</b> 融資利率： <b>1.3%</b> 保証料率： <b>0%</b> (売上が15%以上減少した方) 限度額： <b>1億円以内</b> 融資期間： <b>10年以内(据置2年以内)</b>	○銀行など取扱金融機関 ○各地区商工会議所・商工会 ○筑紫野市商工会 <b>092-922-2361</b>

<b>猶予・減免</b> (のほかに) (へらす)	収入が減少したので <b>税の減免</b> をしたい	<b>固定資産税・都市計画税減免制度</b> 対象：2020年2月~10月までの任意の3ヶ月間の収入の前年同期比減少率 減免率： <b>30%~50%未満 1/2 50%以上 全額</b>	各市区町村役場担当部署 <b>筑紫野市役所 092-923-1111</b>
	<b>社会保険料の支払い</b> ができない	<b>健康保険料 厚生年金保険料猶予制度</b> 事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される	健康保険協会 福岡支部 <b>092-283-7621</b> 日本年金機構 南福岡年金事務所 <b>092-552-6112</b> (予約相談 <b>0570-05-4890</b> )

●このほかにも、各市町村でさまざまな融資メニューがあります。まずは市町村の窓口にご相談を  
●中小企業・小規模事業者の経営や資金繰りなどに関するご相談は9:00~17:00

**福岡県 フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179**

個人向け

<b>給付</b> (もらえる)	すべての方に対して	<b>特別定額給付金</b> <b>一律1人10万円を給付</b> ※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV被害者への救済措置もあります	各市区町村役場担当部署 <b>筑紫野市問合せ 092-923-1111</b>
	子育て世帯向け	<b>子育て世帯臨時特別給付金</b> 児童手当受給者に対して、 <b>子ども1人当たり1万円を給付</b> ※手続きは不要 ※所得制限あり	各市区町村役場担当部署 <b>筑紫野市問合せ 092-923-1111</b>
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	<b>住居確保給付金</b> 対象：離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額： <b>家賃相当額</b> (ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間： <b>原則3か月</b> (一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)	市：市区の生活困窮者自立相談支援機関 町村：県の生活困窮者自立相談支援機関
	家計が急変して <b>学費</b> が払えない	<b>日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金</b> 対象：大学・短大・高専・専修学校 支給額： <b>月額5,900円~75,800円</b> 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績、家計基準等で別途要件あり	○各在籍校の奨学金窓口 ○日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) <b>0570-666-301</b>
<b>貸付</b> (かりる)	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	<b>総合支援資金</b> 複数世帯： <b>月20万円以内</b> 単身世帯： <b>月15万円以内</b> 据置期間： <b>1年以内</b> 償還期限： <b>10年以内</b> 貸付期限： <b>原則3ヶ月以内</b>	○各市区町村の社会福祉協議会 ○厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 9:00-20:00(土日祝除く) <b>0120-46-1999</b>
	一時的に <b>資金</b> が必要(主に休業者向け)	<b>緊急小口資金</b> <b>無利子</b> 10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は <b>20万円以内</b> 据置期間： <b>1年以内</b> 償還期限： <b>2年以内</b>	
<b>猶予のぼす減免</b> (へらす)	<b>税金</b> が支払えない	<b>税の徴収猶予「特例制度」</b> 納税者・特別徴収義務者：2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難。 <b>個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象</b>	国税：各税務署 県税：各県税事務所 市町村税：各市区町村役場
	県営住宅の <b>家賃</b> が払えない	<b>県営住宅家賃減免・猶予制度</b> 減免要件：世帯収入が県の定める基準以下となった方 減免額： <b>家賃の1/4~3/4</b> 家賃猶予：入居者の事情に応じて対応	福岡県住宅供給公社の各管理事務所 県建築都市部 住宅課 <b>092-643-3739</b> 県住宅供給公社 管理課 <b>092-781-8029</b>
	国民健康保険の <b>支払い</b> が難しい	<b>国民健康保険軽減・減免措置</b> 軽減：会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 <b>前年の給与所得を30/100として計算</b> 減免：新型コロナ感染症により生計維持者が死亡等の世帯など	各市区町村の国民健康保険担当部署 <b>筑紫野市 市民生活部 国民年金課 092-923-1111</b>
	家計が急変して <b>奨学金返済</b> ができない	<b>日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予</b> 猶予期間： <b>1年毎に申請 通算10年まで</b> 収入条件：直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ	日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) <b>0570-666-301</b>

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。  
●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所)8:30~17:15(土日祝除く)

福岡：092-735-6149 北九州：093-967-3945 筑後：0942-30-1034 筑豊：0948-22-1149

自宅待機や失業、休校等によって、  
家庭内の暴力が発生しやすくなっています。

**DV相談+** プラス

メール24時間受付 電話 **0120-279-889**

児童相談・児童虐待 全国共通ダイヤル **189**

**働く場を失った人を雇用するために県と市町村が新たな事業**  
**緊急短期雇用創出事業【学生・留学生含む緊急追加支援事業 2020/5/4発表】**

目的：新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、緊急に短期の雇用を創出する。  
(事例：放課後児童クラブの事務補助・医療機関の事務補助・農林水産業の作業補助・児童生徒のオンライン学習支援・介護施設の介護補助)

事業主体：福岡県及び県内各市町村 事業規模：30億円程度(県負担額20億円)  
期間：5月~7月の3か月間程度 県単独事業 10億円程度  
雇用創出規模：7,000人程度 市町村事業 20億円程度(県が1/2を補助)

問合せ 県労働局 労働政策課 **092-643-3585**